

報告第 8 0 号

平成 1 6 年 2 月 4 日承認

福祉保健部会医療給付分科会の事務事業調整方針について

福祉保健部会医療給付分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第80号

協 議 会 報 告 項 目

福 祉 保 健 部 会

医療給付分科会 8-9

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
8 - 9 - 1	老人保健医療・五(四)公費医療助成窓口受付	5/1	8/7		8/20	
8 - 9 - 2	受給者資格管理(老健・公費)	5/1			5/8	
8 - 9 - 3	受給者の資格の変更・得喪	5/1			5/8	
8 - 9 - 4	健康手帳の交付	5/1	8/7		8/20	
8 - 9 - 5	老人保健医療給付費	5/1			5/8	
8 - 9 - 6	老人保健医療費	5/1			5/8	
8 - 9 - 7	医療受給者医療費個人別通知	5/1	8/7		8/20	
8 - 9 - 8	特定疾病療養費受領証交付	5/1			5/8	
8 - 9 - 9	入院時一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証交付	5/1			5/8	
8 - 9 - 10	診療報酬明細書の資格確認	5/1			5/8	
8 - 9 - 11	診療報酬明細書の内容審査(縦覧点検など)	5/1			5/8	
8 - 9 - 12	医療受給者証の交付	5/1			5/8	
8 - 9 - 13	心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成	9/13			10/2	協議会協議項目 (12/18確認)
8 - 9 - 14	乳幼児医療費助成	8/7			8/20	協議会協議項目 (12/18確認)
8 - 9 - 15	一人親家庭等医療費助成	8/7			8/20	協議会協議項目 (12/18確認)
8 - 9 - 16	老人(68・69歳)医療費助成	5/1			5/8	
8 - 9 - 17	妊産婦医療費助成	8/7	9/13		10/2	協議会協議項目 (12/18確認)
8 - 9 - 18	受給者証の交付	5/1			5/8	

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
8 - 9 - 19	領収証明手数料の支払い	5/1			5/8	
8 - 9 - 20	精神障害者医療費助成	9/13			10/2	協議会協議項目 (12/18確認)

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	医療給付分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 老人保健医療・五 (四)公費医療助成 窓口受付	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療 各種申請書、届出書、請求書な どの審査、各証の交付及び健康 手帳の交付。 ・公費福祉医療費助成 五公費の各種申請書、請求書な どの審査、各証の交付。 	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
2 受給者資格管理 (老健・公費)	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健 老人保健法の規定に基づき審 査。 ・公費福祉医療 福祉医療費助成条例の規定に 基づき審査。 	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
3 受給者の資格の変 更・得喪	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法第25条第1項第2 号の障害認定書並びに老人保 健法による医療の受給資格取 得(変更・喪失)届書に基づき事 務処理を行う。 	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
4 健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康管理と適切な医療 の確保に資するために交付。 ・交付方法: 窓口及び郵送 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・交付方法: 郵送 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・交付方法: 窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・交付方法: 窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・交付方法: 窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・交付方法: 窓口

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 2. 現行のまま新市に引き継ぐ。 3. 現行のまま新市に引き継ぐ。 4. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・新市における医療費制度に合わせ合併までに調整する。
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左 ・交付方法:窓口	・同左 ・交付方法:窓口	・同左 ・交付方法:窓口	・同左 ・交付方法:窓口	・交付方法については合併までに調整する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	医療給付分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
5 老人保健医療給付費	・医療保険における療養の給付(直接、物またはサービスの形で行われる給付)	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
6 老人保健医療費	・装具などの治療を受けたことに対する現金給付の実施。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
7 医療受給者医療費個人別通知	・医療費通知年4回実施	・医療費通知年2回実施	・津市に同じ	・同左	・同左	・同左
8 特定疾病療養受療証交付	・腎不全、血友病等の患者に対し交付。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
9 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証交付	・住民税非課税世帯、及び住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者に対し、老人医療の限度額適用標準負担額減額認定証を交付。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
10 診療報酬明細書の資格確認	レセプトの請求に伴い受給者台帳及び共同電算処理システムで確認。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	5. 現行のまま新市に引き継ぐ。 6. 現行のまま新市に引き継ぐ。 7. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 8. 現行のまま新市に引き継ぐ。 9. 現行のまま新市に引き継ぐ。 10. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・久居市に同じ	・同左	・同左	・同左	・通知は年4回することとし、通知内容については合併までに調整する。
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	医療給付分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
11 診療報酬明細書の内容審査(縦覧点検など)	・縦覧点検等の実施	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
12 医療受給者証の交付	・受給資格を確認後、必要事項を記載し交付。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
13 心身障害者・65歳以上心身障害者医療費助成 ※協議会協議項目	・心身に障害のある人(療育手帳A・B中度、又は判定IQ=50以下)、身体に障害のある人(身体障害者手帳1～3級) ・所得制限あり	・同左 ・同左	・心身に障害のある人(判定IQ35以下)、身体に障害のある人(身体障害者手帳1～3級)、重複障害者(身体障害者手帳4級かつ判定IQ36以上50以下) ・所得制限なし	・心身障害者(身体障害者手帳1～3、IQ35以下、重複障害4級+IQ50以下) ・同左	・心身障害者(身体障害者手帳1～3、IQ35以下、重複障害4級+IQ50以下) ・同左	・心身に障害のある人(判定IQ35以下)、身体に障害のある人(身体障害者手帳1～3級)、重複障害のある人(身体障害者手帳4級かつ判定IQ36以上50以下) ・同左
14 乳幼児医療費助成 ※協議会協議項目	・4歳未満の乳幼児を養育している保護者に対し助成 ・所得制限あり	・同左 ・同左	・同左 ・所得制限なし	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左
15 一人親家庭等医療費助成 ※協議会協議項目	・18歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子、又は父母のいない18歳未満の子に対し助成 ・所得制限あり	・同左 ・所得制限あり	・同左 ・所得制限なし	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・20歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子、又は父母のいない20歳未満の子、寡婦に対し助成 ・父子・寡婦は所得制限あり、母子は所得制限なし

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	11. 現行のまま新市に引き継ぐ。 12. 現行のまま新市に引き継ぐ。 13. 津市・久居市等の例により調整する。(合併と同時に) 14. 津市・久居市等の例により調整する。(合併と同時に) 15. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時に)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・心身に障害のある人(IQ35以下の知的障害者、身体障害者手帳4級かつIQ36以上50以下の者)、身体に障害のある人(身体障害者手帳1～3級) ・所得制限あり	・心身に障害のある人(IQ35以下、身体障害者手帳4級かつIQ50以下の者)、身体に障害のある人(身体障害者手帳1～3級) ・同左	・身体障害者手帳1～3級、知的障害者、精神障害者手帳の交付を受けている者 ・同左	・身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、身体障害者手帳4級で療育手帳B中度 ・同左	・県の補助事業対象者に加え、IQ50以下(療育手帳B中度)の者を助成対象とする方向で調整する。
・同左 ・津市に同じ	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・所得制限なし	
・20歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子、又は父母のいない20歳未満の子に対し助成 ・所得制限あり	・安濃町に同じ ・同左	・18歳未満児及び20歳未満の学生を養育している一人親家庭の親、寡婦、寡夫に対し助成 ・同左	・20歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子、又は父母のいない20歳未満の子、所得が低く同一世帯に村税の納付者がなく他の所得者の扶養となっていない67歳までの女性に対し助成 ・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	医療給付分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
16 老人(68・69歳)医療費助成	68歳・69歳の人で住民税非課税世帯に属する人	・同左	68歳・69歳の人で前年の所得が老齢福祉年金の受給資格に該当する人	・津市に同じ	68歳・69歳の人で住民税非課税世帯に属する人	68歳・69歳の人で老齢福祉年金の所得制限限度額以下の人
17 妊産婦医療費助成 ※協議会協議項目	妊娠5ヶ月以上の妊産婦に対し、医療機関で支払った医療費(保険診療分)の自己負担額から1,500円をひいた額を助成。	—	—	—	—	—
18 受給者証の交付	・福祉医療費助成条例に基づく申請書により公費の受給者証を交付。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
19 領収証明手数料の支払い	・料金:1件200円 ・回収:— ・郵送料負担:—	・同左 ・久居一志医師会取扱分、国立三重中央病院(*量的考慮)は回収 ・エリア内、外郵送料負担	・同左 ・町内医療機関は回収 ・エリア内、エリア外郵送料負担	・同左 ・— ・同左	・同左 ・— ・—	・同左 ・河芸町に同じ ・エリア外郵送料負担
20 精神障害者医療費助成 ※協議会協議項目	—	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条7及び8に規定する精神病院又は指定病院において精神障害の治療を受けたもの ・本人及び保護者が3年以上久居市住民登録等がある ・90日を越え引き続き入院している者 ・所得制限無	—	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条7及び8に規定する精神病院又は指定病院の診断書により認定 ・本人及び保護者が芸濃町に1年以上住民登録等がある ・入院および入院外ともに助成対象 ・所得制限無 認定後はすべての診療科目が助成対象	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	16. 廃止の方向で調整する。 17. 津市の例により調整する。(合併と同時) 18. 現行のまま新市に引き継ぐ。 19. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 20. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・津市に同じ	・同左	68歳・69歳の人で住民税非課税世帯に属する人	・同左	・県制度15年8月で廃止。なお、経過措置として2年間設ける。
—	—	—	—	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左 ・— ・—	・同左 ・— ・歯科のみ郵送料負担	・同左 ・— ・—	・同左 ・— ・—	・郵送料負担等については、合併までに調整する。
—	—	○心神障害者医療費助成の中で運用 ・精神障害者保健福祉手帳1・2・3級保持者 ・入院および入院外ともに助成対象 ・所得制限有	—	・新市において精神障害者医療費助成を行っていく方向で調整する。 具体的には以下のとおり ・支給対象者は精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者 ・住民期間として、本人及び保護者が新市に1年以上居住していること ・所得制限を設ける(心身障害者医療費助成制度基準を適用) ・自己負担金は2分の1を徴収する ・医療費の助成範囲は入院(精神疾患の治療に限る)のみ ・入院期間は3ヶ月以上入院とする